

試案第三八号

専決処分事項の報告について

緊急執行を要した昭和三十四年度発生補助災害復旧
事業費に充当のための起債については地方自治法第百
七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決したの
で、同条第三項の規定によつて報告し、試会の承認を
求める。

昭和三十五年二月二十七日提出

三朝町町長 坂出雅己

昭和三十五年六月二十七日承認

三朝町議會議長加藤幸太郎



專 決 処 分 書

起債について

左記のとおり起債するものとする。

記

一 起債金額 金貳百六拾萬圓也

一 起債目的 昭和三十四年度発生補助金償還事業費に充当のため

一 借入先 大蔵省資金運用部

一 借入利率 年一割以内

一 借入時期 昭和三十四年度、但し工事又は財政の都合により起債の全部又は一部を翌年度

において繰越して借入れることができる。

一 償還方法 昭和三十五年度より五年以内括置き、右二十年以内に毎年二回元利均等償還に

より償還するものとする。但し財政の都合により繰上償還をし又は償還年

限を短縮し若しくは低利債に償換えることができる。

一 償還財源 稅收その他一般歳入

昭和三十五年三月三十一日專決

三 朝 町 長 坂 出 雅 己